

平成 29 年度

事業計画書

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

事業計画

I	地域福祉活動の推進	2
II	低所得者世帯等への支援	5
III	福祉サービスの適切な利用や提供の支援	8
IV	社会福祉従事者の資質向上及び福祉人材の確保・養成	10
V	社会福祉施設・団体等支援及び福祉従事者の福利増進	15
VI	社会福祉事業の振興と広報活動の推進	17
VII	会務の運営	17

平成 29 年度事業計画

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現に向け、身近な圏域における住民主体による地域課題の解決力を強化する体制と、市町村における総合的な相談支援体制の整備に向け全国展開を図っていく方針、『我が事・丸ごと』の地域づくりが示されています。

社会福祉協議会はこれまでも住民参加による地域福祉活動と地域づくりの推進を図ってきたところであり、こうした地域づくり施策への積極的な対応が重要になります。

また、社会福祉法人についても、今回の社会福祉法人制度改革に対応して、福祉の主たる担い手としての社会福祉法人の地域での存在意義をより明らかにしていく必要があります。

このような状況を踏まえ、佐賀県社会福祉協議会では、市町社会福祉協議会や社会福祉法人・社会福祉施設、民生委員・児童委員をはじめとした社会福祉関係者等とのネットワークを一層強化しながら、地域の課題解決に向けた様々な取組みを支援し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを推し進めるため、平成 29 年度においては、次の事業を重点項目に掲げて事業を展開していきます。

【重点項目】

- 地域福祉推進施策の再編に対応した総合的・横断的な地域福祉の展開
- 社会福祉法人・社会福祉施設等との連携強化
- 福祉・保育・介護人材の確保と養成の充実強化
- 民生委員制度創設 100 周年記念事業への取り組み

I 地域福祉活動の推進

介護保険法や子ども・子育て支援法の改正、生活困窮者自立支援法の施行や社会福祉法人制度改革など、社会福祉の様々な制度や補助金の体系が大きく変わり、中・長期的な地域福祉推進施策の再編ととらえた、総合的・横断的な地域福祉の展開が求められている。また、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域を目指した「我が事・丸ごと」の地域づくりも提起されている。

地域における広範囲で多様な生活課題に対しては、近年「個を地域で支える援助」と、「個を支える地域づくり」が地域福祉の主要な推進策とされており、「地域」を意識した福祉援助の背景には、従来の制度の枠組みだけでは対応できない課題が生じていることが窺える。

こうした今日的な地域福祉の動向を的確に捉えた地域福祉事業の一層の推進を図るため、社会福祉協議会の使命や役割、社会福祉法人経営のあり方を再確認しながら、地域福祉の充実・活性化を図るための次の事業に取り組むものとする。

(1) 地域福祉活動充実助成事業

9,460千円（基金助成；9,450千円、自主財源；10千円）

「社協・生活支援活動強化方針」を踏まえ、各種の制度改正への対応と地域の福祉課題解決に特化した市町社協の実践的取組みを支援するための事業費を助成し、地域福祉活動の強化推進を図る。

【助成対象事業】

- ①在宅生活サポート推進事業
- ②総合相談支援体制強化事業

【事業費助成額】 助成額 1社協につき 2,000,000円以内

【助成率】 9/10

(2) 共助社会づくり・福祉教育推進事業

330千円（基金助成；300千円、自主財源；30千円）

本格的な超高齢社会に突入し、各種制度の中でもボランティアや市民活動が重要な地域資源として位置づけられている。加えて、東日本大震災や熊本地震という未曾有の災害を経験したことで、県民の意識の中でもボランティアや市民活動の必要性が再認識されてきている。

また、地域の福祉課題の解決に向けた実践活動は、地域住民に対する福祉教育機能を高める上での重要なプロセスであり、地域福祉活動が単に地域の対象者の福祉ニーズを解決・充足させるだけに留まるのではなく、地域福祉の担い手の形成の場と捉え、共助社会づくりの推進に向けた取り組みの強化を図る。

- ①共助社会づくり推進セミナーの開催
- ②災害ボランティアセンター研修会の開催
- ③佐賀県ボランティア連絡協議会の設置運営

(3) 地域福祉活動推進支援事業

5,760 千円（基金助成；5,500 千円、事業収入 200 千円、自主財源；60 千円）

市町社協においては、これまで以上に、地域の生活課題や福祉ニーズに即応した福祉活動の開発・実践に率先して取り組むことが重要であり、とりわけ、地域の様々な福祉課題を解決するため専門職としてのスキルアップも重要な課題となっており、地域福祉の更なる推進を図るため、各市町社協の事業運営を支援するとともに、市町社協役員研修会や事務局長会議や地域福祉活動の実践的な研修等を通じ、県民福祉サービスの向上を図る。

- ①市町社会福祉協議会 事務局長会議
- ②市町社会福祉協議会 地域福祉担当職員連絡会議
- ③市町社会福祉協議会 個別訪問懇談会
- ④市町社会福祉協議会 理事・監事・評議員セミナー
- ⑤市町社会福祉協議会 事務局長等研修会
- ⑥市町社会福祉協議会 新任職員研修会
- ⑦市町社会福祉協議会職員パワーアップゼミ（年 4 回連続講座）
- ⑧市町社会福祉協議会 エリア別（3 地区）福祉課題事例検討会（年 2 回）
- ⑨地域福祉活動実践研修会の開催
- ⑩市町社会福祉協議会職員連絡協議会の設置運営
- ⑪その他、地域福祉活動を推進するための調査及び各種会議・研修を通じた情報収集

(4) 地域協議会設置運営（新規）

396 千円（県受託金 396 千円）

改正社会福祉法が平成 29 年度より施行されることとなり、新たな制度下で取組まれる社会福祉法人の社会福祉充実計画の着実な実施に向けた支援を行うため、地域協議会の設置運営を県からの受託事業として取り組み、各社会福祉法人における社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うこととする。

《具体的な地域協議会の役割》

合議体を設置し、各社会福祉法人が策定した社会福祉充実計画のうち地域公益事業に係る計画に対し助言を行う。

- ①地域の福祉課題について
- ②地域に求められる福祉サービスの内容について
- ③当該社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業について
- ④関係機関との連携について

(5) 民生委員児童委員活動支援事業

4,713 千円（県受託金；308 千円、全社協助成；998 千円、
県民児協負担；2,407 千円、自主財源；1,000 千円）

昨年 12 月 1 日、3 年に 1 度の民生委員・児童委員の一斉改選が行われた。本県では、2,084 名の委員が委嘱されたが、そのうち 920 名（約 4 割強）が新たな委員として委嘱されている。今回の改選では、7 名の定員増が図られており、このことから高齢者や単身者等の要援護者が増加していることを背景に、民生委員・児童委員の果たす役割の重要性の理解や民生委員・児童委員が担う活動への期待が窺える。

そうした中、引き続き民生委員・児童委員が地域福祉の中核として、その力を十分に発揮できるように、県民生委員児童委員協議会や、民生委員互助共励事業の運営等を通じ委員活動を支援する。

また、本年は民生委員制度創設 100 周年という記念の年であり、民生委員・児童委員活動の更なる充実を図るとともに、広く県民に民生委員・児童委員の存在を知っていただく大きな機会と捉え、100 周年記念事業に取り組む。

① 県受託事業

- ・ 単位民協会長研修の開催
- ・ 中堅民生委員児童委員研修の開催

② 民生委員互助共励事業

- ・ 総合相談事業相談員研修会の開催
- ・ 指定民協育成事業（2 か所を指定）
- ・ 民生委員互助事業

③ 民生委員制度 100 周年記念大会の開催（県民児協・県との共催）

④ 佐賀県民生委員児童委員協議会の設置運営

(6) その他の事業

89 千円（保険事務手数料；44 千円、図書斡旋手数料；45 千円）

① 各種福祉保険受付事務

② 福祉図書販売斡旋

③ 福祉事業に対する寄付金品の受付及び推薦

II 低所得者世帯等への支援

1. 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としている。

平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援法においては、生活福祉資金貸付制度が密接な連携を図りながら対応することで、より効果的に機能するものと期待されており、経済的困窮の解消に向けた支援の一助として位置づけられている。一方、貸付には償還が伴うため、そのことが世帯の自立を妨げないよう自立支援を第一とする生活福祉資金制度の本来の趣旨を踏まえながら実施していくものとする。

なお、教育支援資金については、新たに導入される学生支援機構の給付型奨学金との役割分担を明確にしつつ実施していくものとする。

(1) 生活福祉資金の貸付

① 総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金	27,600 千円
② 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	6,956 千円

(2) 貸付事務の運営及び自立支援・債権管理

42,117 千円(県補助:19,550 千円、事業収入等:22,567 千円)

① 貸付事業の運営

- a. 生活福祉資金貸付審査等運営委員会の開催 (随時)
- b. 研修会の開催
 - ・ 貸付事業の概要の理解や相談援助技術の資質向上のための研修
- c. 市町社会福祉協議会へ貸付相談等の事務委託
- d. 民生委員児童委員との連携
 - ・ 借入申込者の世帯状況の調査及び意見書の提出
 - ・ 償還面接時の同席
- e. 福祉事務所、生活困窮者自立支援機関等との連携

② 自立支援・債権管理

- a. 生活困窮者自立支援制度との連携

総合支援資金と緊急小口資金については、貸付に当たって原則として自立支援事業の利用が要件となるため、生活困窮者自立支援制度と連携した相談支援を行う(その他の資金についても状況に応じて利用を検討する)。
- b. 貸付中(生活困窮)世帯への支援

滞納のある債務者との償還面接にあたっては、生活状況の把握や返済能力の確認を行い、継続的な償還のための方策を助言する。また、状況に応じて自立相談支援機関等との連携により、生活再建に必要な支援を行う。
- c. 回収困難事案の法的対応

弁護士等の助言を得ながら、悪質滞納者、回収困難事案への法的対応を講ずる。

d. 滞納債権の実態調査

長期滞納債権については、債務者の所在を確認し、回収困難な債権であるか実態把握のための調査を行い適切な債権管理に努める。

e. 市町社協による債権管理に対する支援

- 1) 電話連絡・面接・訪問指導の実施
- 2) 民生委員との協働による実態調査の実施

2. 臨時特例つなぎ資金貸付事業

公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居を喪失した離職者に対し、公的給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付け、生活を維持させることで自立を支援する。なお、貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用が要件となるため、生活困窮者自立支援制度と連携した相談支援が必要となる。

臨時特例つなぎ資金の貸付・運営

3,354千円(貸付金:375千円、事務費:2,979千円)

貸付内容

限度額 : 100千円以内

* 償還期限 : 公的給付金又は公的貸付金の交付を受けた時から1月以内。却下されたときは、却下のときから1月以内。これによりがたい場合には、1年の期間内で月賦償還。

* 据置期間 : なし

* 無利子

3. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

29,957千円(貸付金:24,600千円、事務費等:5,357千円)

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を促進するため平成28年度から実施。

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に入学準備金等を貸付けることにより、修学を容易にする。

貸付内容

①入学準備金 500千円(上限)

②就職準備金 200千円(上限)

* 取得した資格業務に5年間就業すれば貸付金を全額償還免除

* 無利子(連帯保証人を立てない場合は年1.0%)

4. 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

12,813千円(貸付金：10,132千円、事務費：2,681千円)

児童養護施設等を退所した児童の円滑な自立を図るため平成28年度から実施。

就職や進学する児童等を対象に、安定した生活基盤の構築等に要する家賃支援費等の自立支援資金を貸付ける。

貸付内容

- | | |
|----------|---|
| ①生活支援費 | 月額50千円（大学等に在学する期間） |
| ②家賃支援費 | 月額は家賃相当額とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助費を限度（進学者は大学等に在学する期間、就職者は2年を限度）
*①②は5年間就業すれば貸付金を全額償還免除 |
| ③資格取得支援費 | 250千円（上限） *2年間就業すれば貸付金を全額償還免除 |
- *無利子

Ⅲ 福祉サービスの適切な利用や提供の支援

1. 日常生活自立支援事業

29,741 千円（県補助；29,721 千円、自主財源；20 千円）

認知症や知的、精神等の障害により判断能力が不十分なため、福祉サービス利用手続きに加え、日常生活の金銭管理に不安がある方が、地域で安心して生活できるよう支援する「福祉サービス利用援助事業」を実施する。

事業実施方法については、地域住民に対してのサービスの即応性や効率性を高めるため、全市町社協と県社協の間で委託契約を締結し、その事業の一部を委託して実施する。また、市町行政、地域包括支援センター、福祉施設・病院等の関係機関と十分に連携した支援を実施する。

なお、平成 28 年度から施行された「成年後見制度利用促進法」への市町行政の対応も注視しつつ、今後の展開についての検討を行う。

（1）福祉サービス利用援助事業の推進

- ① 契約締結審査会の開催（年 6 回）

（2）福祉サービス利用援助にかかる資質向上事業

- ① 生活支援員研修会
- ② 専門員全体研修会
- ③ エリア別専門員研修会の開催（年 2 回）

（3）広報・普及、調査・研究事業

- ① 本会広報紙やホームページ、リーフレット配布等による事業の広報・普及
- ② 本会が行う民生委員、市町社協職員研修などでの事業周知
- ③ 関係機関が行う本事業説明会等への職員派遣
- ④ 困難事案等に対して、他の事業による専門機関との調整及び事例研究

2. 福祉サービス運営適正化委員会

9,184千円(県補助8,624千円、事業収入400千円、自主財源160千円)

社会福祉法に基づき、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保と福祉サービスに関する苦情解決を行うとともに、各施設における苦情解決システムの運営支援など、制度の推進を図るため、社協広報紙等による広報や、施設・事業所の担当者を対象とした研修会を継続して実施する。

(1) 福祉サービス利用に関する苦情相談の受付

- (1) 福祉サービス利用者等（家族、関係者）からの相談
- (2) 事業者からの相談（解決困難なもの）

(2) 福祉サービス運営適正化委員会の開催

- (1) 運営適正化委員会の開催(年1回)
- (2) 運営監視小委員会の開催(年3回)
福祉サービス利用援助事業の適正な運営監視と助言・勧告を行う
- (3) 苦情解決小委員会の開催(年5回)
福祉サービスに関する苦情相談解決のための助言、調査、斡旋等を行う

(3) 広報・啓発

- (1) 福祉サービスに関する苦情解決研修会（事業者、第三者委員等を対象に開催予定）
- (2) 事業所内設置用ポスター、チラシ印刷配布

(4) 調査及び研究

福祉サービス利用援助事業に関する訪問調査、苦情や相談が寄せられた事業所の事情調査を行う。
運営適正化委員会関係資料集（前年度実績報告、苦情・相談事例）を作成し、事業所での対応の資料として事業の充実を図る。

IV. 社会福祉従事者の資質向上及び福祉人材の確保・養成

無料職業紹介事業や保育士・保育所支援センター事業を通して、福祉人材の確保を支援する。また、介護や保育の人材確保を促進するため、介護福祉士及び保育士の資格取得に向けた貸付事業を実施し、養成から就労までの一元的な連携により、効果的な福祉人材の確保を行っていく。さらに、福祉従事者の質の向上を支援するための研修として「階層別研修」「課題別研修」「資格取得支援研修」を3つの柱に、ニーズに即した内容を身近で質の高い研修を提供していく。

また、「介護支援専門員実務研修受講試験」も引き続き実施予定。

1. 人材確保事業

6,012千円（県委託 5,712千円 自主財源 300千円）

(1) 福祉人材無料職業紹介事業

- ①職業紹介業務の実施
- ②福祉人材情報(求人・求職.)COOL システムの運用、ハローワークとの連携強化
- ③福祉人材養成機関と連携し、就職説明会及び相談会の実施
- ④関係機関（施設・学校等）との連携充実
- ⑤SNSを活用した求人・イベント等の情報発信【新規】
- ⑥県主催の就職相談会等との連携【新規】

(2) 福祉研修・福祉資格取得方法等情報提供

- ①求人・求職情報・施設案内・資格取得方法・福祉研修案内
- ②施設における円滑な人材確保支援、求職者への求人情報提供の強化

(3) 福祉の仕事合同就職面接会の開催(年2回)：8月、平成30年2月開催予定(ハローワーク共催)

(4) 運営委員会の開催

福祉人材・研修センターの事業運営を円滑且つ効果的に実施できるよう運営委員会を開催。

2. 福祉・介護人材マッチング支援事業

22,800千円（県委託 22,550千円 自主財源 250千円）

(1) キャリア支援専門員による就職相談等の実施

- ①福祉人材養成校及び県内ハローワークとの連携
県内ハローワークへの出張相談及びミニ就職面接会開催時に相談コーナーの設置等
- ②各福祉事業所及び福祉人材養成校の巡回訪問、相談・情報提供
- ③関係機関（施設・学校等）との連携

(2) 高校生福祉セミナーの開催(1回) 対象：高校生、高校教諭

今後の進路や就職について、福祉関係に興味がある学生を対象に、福祉現場の話、福祉関係大学等への進学、修学資金貸付制度、福祉施設への就職に際し面接等の留意事項等を説明。

(3) 福祉施設経営相談の積極的活用推進

求職情報提供時や事業所訪問の際に、福祉施設経営相談の積極的な活用を促し、施設・事業所のニーズに応じた会計、財務、安全管理、経営、利用者サービス等に関する専門的な支援・助言を行う。

(4) 福祉事業所就職体験活動の促進

福祉分野以外からの転職者や新たに福祉分野での就労を希望される方々の就労への不安や課題を軽減するために、仕事内容の説明や施設内を直接見学できる機会を提供することで、スムーズなマッチングを促進する。

3. 明るい職場づくり推進事業

9,175千円（県委託8,835千円 事業収入140千円、自主財源200千円）

福祉従事者が働きやすい労働環境の実現が重要であることから、福祉事業所に対して、専門家等による労働環境改善に向けた提案事業を実施すると共に、福利厚生充実が図れない事業所等に対し、福祉従事者相互の親睦及び交流促進等の福利厚生事業の展開を支援する。

(1) 福祉施設の職場環境の改善支援、イメージアップ活動

職場環境改善に向けたセミナーを開催するとともに、専門のアドバイザーを派遣

- ・セミナーの開催 アドバイザー派遣

(2) 福利厚生充実支援

福祉従事者相互の親睦及び交流促進等及び福利厚生事業の支援

- ・法人でのサークル活動、趣味のグループ活動等の立ち上げ及び活動の支援

(3) 福祉職の男女交流の場の提供及び支援

- ・佐賀県老人福祉施設協議会ふれあい事業部会との共催により婚活イベントを実施

4. 保育士・保育所支援センター運営事業

12,325千円（県委託12,125千円、自主財源200千円）

(1) 保育士求職者相談・支援

- ①潜在保育士の発掘と保育所への就労に関する相談支援
- ②保育士資格取得希望者からの相談支援
- ③求職者のニーズに合った就職先の情報提供
- ④SNSを活用した求人・イベント等の情報発信【新規】
- ⑤県外の養成施設に進学した学生に対する出前就職説明会【新規】
- ⑥県主催の就職相談会等との連携【新規】

(2) 保育士求人の開拓及び保育士養成校との連携

- ①県内保育所を巡回し、求人開拓・登録
- ②保育所に対する潜在保育士の活用の奨励
- ③保育所に就職を希望する方からの相談と保育士養成校との連携

(3) 保育士就職面談会の開催

保育所の就職担当者による就職面接会を開催

(4) 保育所体験講座

①保育士資格等を持ちながら保育現場を離れている方を対象に、保育所の職場体験を実施。

②再就職を希望する潜在保育士を対象に、就職準備のためのセミナーを開催（複数回）

【新規】

(5) 広報活動

事業告知の新聞広告、ホームページによる広報活動を展開。

(6) 事業委員会の開催

センター事業の運営を円滑且つ効果的に実施できるよう事業委員会を開催する。

5. 人材養成研修等事業

23,321千円（事業収入 23,321千円）

(1) 階層別研修

	管理職員	No.	研修名
	<ul style="list-style-type: none"> ■現に部課長等の管理職として従事している職員 ■今後管理職の役割を担うことが想定される指導的職員 	9	管理職員研修
	<ul style="list-style-type: none"> ■現に主任・係長等の役職を担うチーム・部署のリーダー ■今後主任や係長等のチーム・部署のリーダーの役割を担うことが想定される中堅職員 		↑
		8	指導的職員フォローアップ研修
			↑
	<ul style="list-style-type: none"> ■新任期間を終え、主任や係長等に昇進するまでの間にあたる一般職員（担当業務を独力遂行が可能なレベルの職員） 	7	指導的職員研修
			↑
		6	中堅職員スキルアップ研修 新
			↑
	<ul style="list-style-type: none"> ■新卒で入職後2年以内の職員 ■他業界から転職後2年以内の職員 	5	中堅職員フォローアップ研修
			↑
		4	中堅職員研修
			↑
	<ul style="list-style-type: none"> ■新卒で入職後2年以内の職員 ■他業界から転職後2年以内の職員 	3	新任職員フォローアップ研修
			↑
		2	新任職員研修 2回目
	<ul style="list-style-type: none"> ■新卒で入職後2年以内の職員 ■他業界から転職後2年以内の職員 	1	新任職員研修 1回目

(2) 課題別研修 及び 資格取得支援研修 (介護支援専門員実務研修受講試験 受験対策講座)

No.	研修名	対象			
		新 任	中 堅	指 導	管 理
10	接遇能力向上研修	○	○	○	○
11	リスクマネジメント研修		○	○	○
12	ストレスケア研修			○	○
13	クレーム予防研修			○	○
14	認知症と精神疾患研修	○	○	○	○
15	医療知識の基礎研修 (大人)	○	○	○	○
16	医療知識の基礎研修 (子ども)	○	○	○	○
17	発達障がい理解と対応研修	○	○	○	○
18	記録の書き方研修	○	○	○	○
19	権利擁護と虐待防止研修	○	○	○	○
20	問題解決能力向上研修		○	○	○
21	業務改善研修		○	○	○
22	災害時の対応と救急法研修		○	○	○
23	備蓄食の管理・活用法研修 新	○	○	○	○
24	レクリエーション研修 (高齢者)	○	○	○	○
25	レクリエーション研修 (子ども)	○	○	○	○

No.	研修名	対象			
		新 任	中 堅	指 導	管 理
26	相談スキル向上研修 新		○	○	○
27	人事評価力向上研修 新			○	○
28	やる気の引き出し方研修 新		○	○	○
29	採用力向上研修 新			○	○
30	コンプライアンス研修 新			○	○
31	伝える力向上研修 新			○	○
32	会議活性化研修 新			○	○
33	セルフマネジメント研修 新	○	○		
34	メイクセラピー研修 新	○	○	○	○
35	人材育成力向上研修 新				○
36	ケアマネ試験受験対策 スタートダッシュ講座 新	平成 29 年度 介護支援専門員 実務研修受講試験 受験希望者			
37	分野別講習会 (介護保険)				
38	分野別講習会 (保健医療)				
39	分野別講習会 (福祉)				
40	模擬試験・解答解説講座				

(3) 職場内研修サポート事業

職場内研修等を実施される際に、研修テーマに合う講師の選定・派遣から研修開催までをサポートする。

①コース設定 (2 コース)

- ・通常コース 1 研修 70,000 円 (2 時間まで)
- ・特別コース 1 研修 100,000 円 (2 時間～4 時間)

②日程調整

法人・事業所ごとの希望日時と講師の都合が合う日程を本センターにて調整する。
(夕方からの研修を組むことも可能)

③基本メニュー

No.	研修名
1	介護技術講座
2	接遇能力向上研修
3	チーム・モチベーション向上研修
4	クレーム予防研修

No.	研修名
5	セルフマネジメント研修 新
6	タイムマネジメント研修 新
7	プレゼンテーション研修 新
8	ヒヤリ・ハット等記録の書き方研修 新

※基本メニューの研修以外に実施を希望する研修テーマがあれば、オリジナルの研修として実施することが可能

(4) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施（県指定事業）

第20回佐賀県介護支援専門員実務研修受講試験を実施する。

試験日：平成29年10月上旬（予定）

6. 介護福祉士修学資金等貸付事業

103,666千円(貸付金:95,666千円、事務費:8,000千円)

介護福祉士・社会福祉士の確保を図るため平成21年度より実施。平成28年に制度改正し、介護福祉士国家試験受験資格取得のための実務者研修受講資金、再就職のための再就職準備金を実施する。一定期間、介護等の業務に従事した場合は貸付金を償還免除。無利子。

(1) 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業

・貸付内容

- ①月額50千円以内（通信の場合は20千円以内）
- ②入学準備金200千円以内（通信の場合は100千円以内）
- ③就職準備金200千円以内（通信の場合は100千円以内）
- ④国家試験受験対策費用40千円以内（介護福祉士のみ）

(2) 介護福祉実務者研修受講資金貸付事業

・貸付内容：貸付限度額200千円以内

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

・貸付内容：貸付限度額200千円以内

7. 保育士修学資金等貸付事業

171,500千円(貸付金:162,950千円、事務費:8,550千円)

保育士の確保を図るため本県において平成28年度より実施。養成施設の学生に対する修学資金、再就職のための就職準備金の2種類がある。一定期間、保育士等の業務に従事した場合は貸付金を償還免除。無利子。

(1) 保育士修学資金貸付事業

・貸付内容

- ①月額50千円以内
- ②入学準備金200千円以内
- ③就職準備金200千円以内

(2) 保育士就職準備金貸付事業

・貸付内容：貸付限度額400千円以内

V 社会福祉施設・団体等支援及び福祉従事者の福利増進

1. 地域密着型サービス外部評価事業

3,711 千円（事業収入等；3,711 千円）

地域密着型サービス外部評価機関として、県内の地域密着型サービス事業所の外部評価を行い、その結果を公表することにより、当該事業所におけるより良質なサービスの確保を図り、もって安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す。

また、評価機関としての運営の適正化を図るために、審査委員会を開催するとともに、質の高い評価を担保するために評価調査員の養成・継続研修を実施する。

2. 福祉サービス第三者評価事業

1,195 千円（事業収入等；1,195 千円）

福祉サービスの利用者に、福祉サービスと事業者を選択する際の情報を提供するとともに、サービス提供事業者が自己評価を行う際の判断基準となる情報を提供することにより、福祉サービスの質を高める支援を行う。

また、県内該当施設の評価を行うため、第三者評価調査員の養成研修修了者を増員していく。

3. 各施設種別協議会の設置運営

9,326 千円（負担金収入；9,326 千円）

県内各種別の福祉施設が共通する課題への取組み及び各種事業・研修の事務を補完することにより、その効率的・効果的な運営を図る。また、これらの種別協議会の事務を司ることにより、県社協が本来持つべき福祉施設との連携を保つとともに、人材確保、人材養成研修などの人的基盤整備及び経営指導事業や外部評価事業などの経営運営面での基盤を支援することで福祉サービス利用者の安心を提供する。

- ① 社会福祉法人経営者協議会
- ② 老人福祉施設協議会
- ③ 児童養護施設協議会
- ④ 身体障害児者施設協議会
- ⑤ 授産施設協議会
- ⑥ 母子生活支援施設協議会
- ⑦ 知的障害者福祉協会
- ⑧ ひしの実知的障害児者生活サポート協会

4. 義務教育教員免許志願者介護等体験受入れ調整事業

2,400 千円（事業収入；2,400 千円）

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」に基づく介護体験における福祉施設側と大学等との調整を行う。

＜平成 29 年度受入調整予定＞ 大学・短大 15 校 240 名

5. 社会福祉事業従事者共済事業

8,003千円(事務委託等;3,628千円、事業収入;4,375千円)

(1) 社会福祉施設職員等退職共済事業受付等事務

独立行政法人福祉医療機構が実施する「社会福祉施設職員等退職共済事業」の受付事務を受託し、県内民間社会福祉施設職員の退職共済事業の円滑な実施を支援する。

- ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関する届出等の受付業務
- ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関する事務処理の助言

(2) 福利厚生センター事業の受託運営

社会福祉法人福利厚生センターが実施する福利厚生事業の一部を受託し、県内社会福祉施設に従事する職員の福利厚生の充実を図る。

- ① 福利厚生センター会員加入の促進
- ② 福利厚生センター事業推進会議の開催
- ③ 福利厚生センター会員交流事業開催

6. 保育所施設整備資金貸付事業

20,064千円(貸付金;20,000千円、事務費他;64千円)

民間保育所に対し、施設、設備等の整備を行うために必要な資金の融資を行うことにより、保育所の機能充実と安全な運営を図る。

貸付内容

- ・限度額 : 一施設 10,000千円以内
- *償還期限 : 10年以内 (据置期間は含まない)
- *据置期間 : 貸付けの日から6ヶ月以内
- *利率 : 年2%

VI 社会福祉事業の振興と広報活動の推進

1. 佐賀県社会福祉功労者表彰式開催事業（佐賀県社会福祉協議会会長表彰）

1,120千円(共募配分金1,110千円、自主財源10千円)

本県社会福祉の向上のために御尽力いただいた方々に対し、感謝の意を表するために実施する。

2. 福祉広報事業

2,780千円(事業収入120千円、共募配分金2,650千円、自主財源10千円)

(1) 「さが社協だより」発行（年4回）

県内社会福祉関係事業の状況を広報し、住民の地域福祉活動への参加普及の促進を図る。

(2) 「福祉のまちだより」掲載（年7回程度）

新聞等の広告媒体を利用し、一般県民に対して広く社協活動への理解と啓発を行う。

(3) ホームページの管理

本会ホームページを随時更新・掲載し、本会が実施する事業、福祉関係情報等について情報提供を図る。

VII. 会務の運営

1. 会務の運営

(1) 評議員会（年1回）・理事会（年3回）の開催

(2) 会員組織の強化と自主財源の確保

(3) 全社協、九社連関係会議への参加

2. 佐賀県社会福社会館の管理運営

社会福祉事業従事者や団体、ボランティア団体等に対する事務室、会議・研修用会議室の貸出